

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 27 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530015

研究課題名(和文) 政治的責務と遵法義務の相関関係の基礎理論研究

研究課題名(英文) Political Obligation and Legal Duty

研究代表者

瀧川 裕英 (TAKIKAWA, Hirohide)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：50251434

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、政治的責務と遵法義務の異同を考察することで法と国家の基礎理論を構築することであり、この目的のために、政治的責務を正当化する諸理論のうち、公正の原理に訴えるフェアプレイ論と、国家がもたらす利益に訴える自然状態論を検討し、人間の存在論的事実を考慮に入れるならば、強制力を伴う決定としての法が妥当する状態が各人に利益をもたらすことを示し、地球規模での(潜在的には宇宙規模での)権利保障すなわち法的状態を実現する義務として遵法義務を理解した上で、その遵法義務を適切に果たすために、そしてその限りで、政治的責務は正当化されることを示した。

研究成果の概要(英文)：In order to construct a fundamental theory of law and state, this research shows, by examining the difference between legal duty and political obligation, that the principle of fair play fails because free riders can play fair, that a legal state is more profitable to human beings than a state of nature because they are mortal, and that we owe political obligation if and only if each state charges the duty to establish a global (and potentially universal) legal state.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：政治的責務 遵法義務 法的状態 自然状態 地球の正義 フェアプレイ

## 1. 研究開始当初の背景

「誤った判決になぜ従わねばならないのか」「悪法に従う義務はあるか」という遵法義務・政治的責務をめぐる問いは、少なくともプラトンの対話篇『クリトン』以来、法哲学の根本的アポリアでありつづけてきた。この古典的問題に回答する古典的理論たる同意論(社会契約説)に代えて、国家が提供する利益によって政治的責務を正当化する利益論、R・ドゥオーキンや共同体論者が提唱する関係的責務論、J・ロールズが提示する正義の自然義務論など、現在では多彩な理論が展開されている。他方で、一般的な政治的責務の存在を否定する議論も、J・ラズやJ・シモンズ等によって精力的に展開されている。国内でも近時、特に若手研究者を中心に、政治的責務論に対する学問的関心が急速に高まりつつあり、関連する研究業績が逐次公表されつつある。

研究代表者瀧川は、従来、政治的責務を正当化する三大理論のうち、関係的責務論と同意論を検討し、両者が理論的に失敗していることを示してきた。そこで、政治的責務の正当化する第三の理論である自然状態論の検討が、包括的な政治的責務論の検討のために残された課題となっていた。この課題を探求するためには、政治的責務を国家という枠組のみに定位して考察するのでは限界があり、議論地平を拡張して法に対する義務たる遵法義務との関連で考察することが必要であり、そのために政治的責務と遵法義務の相互関係の基礎理論研究を遂行することが不可欠となっていた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、以上のような学術的背景を踏まえた上で、政治的責務と遵法義務の相互関係を解明することにある。特に、「普遍的な遵法義務を適切に果たす手段として、個別的な政治的責務は正当化される」という命題を理論仮説として掲げ、その妥当性を探ることが中心的課題となる。そのために、(1) 自然状態と国家状態を対比しながら、国家状態の意義を明らかにしつつ、(2) 国家状態が不可避免的に抱えてしまう諸問題を分析し、そうした諸問題を解決するためには法的状態に到達することが必要であることを明らかにするのが目的である。

### (1) 自然状態から国家状態への移行論の総合的検討

政治的責務を国家がもたらす利益によって正当化する際、国家の供給する利益の最善の判定方法は、自然状態と国家状態を対比することである。従来提示されてきたフェアプレイ論、合理性論、感謝論、功利主義、危害原理論、慈善義務論などは全て、自然状態と国家状態の対比を暗黙のうちに前提にしていると捉えることができる。本研究は、こうした諸理論を個別に検討するのみならず、相

互関係を整理することも目指す。その際、自然状態と国家状態の対比という軸と、国家のもたらす利益と責務の関連という軸という二つの軸によって、議論を整理し総合的検討を行うことが建設的であるという見通しを現在のところ持っている。こうした作業を通じて国家状態の意義を同定し、関連諸理論を総合的に検討することで理論地図を製作する。

### (2) 国家状態から法的状態への移行論の分析的検討

上記の作業を通じて明らかにされた国家状態の意義により、個別国家に対する義務である政治的責務は正当化可能であるということが予想される。しかしながら、検討を通じて判明してくると予想されるのは、国家状態はあくまで過渡的な状態に過ぎないということである。フェアプレイの義務にせよ、感謝の義務にせよ、最大幸福実現義務にせよ、いずれにしても個別国家に対する政治的責務が自己完結することは不可能である。そのために、国家状態から法的状態への移行論を分析的に検討し、より普遍的な法に対する義務である遵法義務の地平において政治的責務を捉え返す。本研究の具体的獲得目標の二つ目は、かかる筋道を理論的に解明し、政治的責務と遵法義務の相関関係理論を構築することである。

## 3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、本研究は、(1) 自然状態と国家状態の対比、(2) 国家利益と政治的責務の媒介項の総合的検討、(3) 政治的責務と遵法義務の相関関係の分析的考察を行った。

研究方法は文献研究が中心であるが、期間中に開催された国際学会において自らワークショップを組織し、研究成果を逐次報告すると共に、問題を共有する国内外の研究者と有機的に連携して研究を進展させた。具体的には、平成23年8月にドイツ・フランクフルトで開催された第25回IVR(法哲学・社会哲学国際学会連合)世界大会においては、“Political Obligation”と題するスペシャル・ワークショップを企画・開催し、平成25年7月にブラジル・ペロオリゾンテで開催された第26回IVR世界大会においては、“Political Obligation and Legitimacy”と題するスペシャル・ワークショップを企画・開催して、国内外の研究者と共に研究を進展させた。また、平成24年11月には一橋大学で開催された日本法哲学学会学術大会において研究報告を行い、批判的討議を通じて研究を進展させた。

## 4. 研究成果

この3年間の研究において、以下のような成果を得た。

(1) 政治的責務を正当化する理論として有力に主張されているフェアプレイ論について、フェアプレイ論が依拠するフェアプレイの原則の妥当性を批判的に検討し、フェアプレイの原則に反するといわれるフリーライダーも、フェア=公正であるといいうるため、フェアプレイの原則に依拠して政治的責務を正当化できないことを示した。

(2) 基底的な義務は法的状態へと移行する義務であるというカントの主張に依拠しながら、刑罰が正当化可能なのは犯罪者が人権を喪失したからであるという権利喪失説を批判し、犯罪者が人権を喪失するというのはいわば自然状態への回帰を意味するが、刑罰はあくまで法的状態において行われるものであり、犯罪者は人権を喪失しないことを示した

(3) 普遍的な遵法義務を適切に果たす手段として、個別的な政治的責務は正当化されるという理論仮説を検討するために、いわゆるグローバル・ジャスティス論の論理構造を分析した。地球規模での正義原理の妥当性を否定する有力説を批判的に検討し、地球を共有する者たちは地球規模での権利保障すなわち法的状態を実現する義務を負うのであり、この地球規模での権利保障を確立するために、諸国家による制度的分業が要請されることを示した。

(4) 義務の射程を国家に限定する政治的責務の正当化可能性を検討するために、義務の射程を国家を越えて拡張するいわゆるグローバル・ジャスティス論を検討し、正義に適った状態を構築する義務は理論上、国家を越えるだけではなく地球を越えて宇宙規模に及ぶものであることを示した。

(5) 国家状態（国家が存在する状態）は自然状態（国家が存在しない状態）よりも人々に利益をもたらすという自然状態テーゼをゲーム理論を用いて検討し、自然状態テーゼは成立しないとする根拠が十分あることを確認する一方で、人間の存在論的事実を考慮すると自然状態テーゼが成立することを示した。

(6) 国家が供給する利益に着目して政治的責務を正当化する利益論は、自己利益論・感謝論・慈善義務論・功利主義（帰結主義）に区分できること、それぞれの議論の論理構造を明確にすることにより、これらの議論は2つのテーゼ、すなわち個人責務テーゼ（個人による政治的責務の遂行が国家の存在のためには必要である）と自然状態テーゼ（国家の存在は、国家の不在=自然状態よりも利益をもたらす）を前提としていること、したがって、利益論の妥当性はこの2つのテーゼの是非にかかっていることを示した。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

Hirohide Takikawa, "Are Human Rights Forfeitable?" Human Rights and Global Justice, edited by Tetsu Sakurai and Makoto Usami, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Beihefte, Franz Steiner Verlag, pp. 55-67, 2014. 査読無

Hirohide Takikawa, "An Ontological Turn of Political Obligation," Proceedings of the IVR World Congress 2013. 査読無

瀧川裕英「コスモポリタニズムと制度的分業」『法哲学年報2013』有斐閣、72-88頁、2013年。査読有

Hirohide Takikawa, "Beyond Judicial Minimalism, And Then Where to Go?" Judicial Minimalism: For and Against, edited by Yasutomo Morigiwa and Hirohide Takikawa, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Beiheft 132, Franz Steiner Verlag, pp. 51-62, 2012. 査読無

Hirohide Takikawa, "Free Riders Play Fair," 25th IVR World Congress Paper Series, No. 030/2012 Series D, edited by Goethe University Frankfurt am Main, pp. 1-11, 2012. 査読無  
<http://publikationen.uni-frankfurt.de/frontdoor/index/index/docId/24888>

Hirohide Takikawa, "Particular Political Obligation and Universal Legal Duty," Global Harmony and the Rule of Law, edited by Thomas Bustamante and Oche Onazi, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Beihefte 130, Franz Steiner Verlag, pp. 75-81, 2012. 査読有

[学会発表](計4件)

Hirohide Takikawa, "An Ontological Turn of Political Obligation," Presented at the Special Workshop on Political Obligation and Political Legitimacy, coordinated by Hirohide Takikawa, 26th IVR World Congress, The Federal University of Minas Gerais in Belo Horizonte, Brazil, 22 July 2013

瀧川裕英「コスモポリタニズムと制度的分業」日本法哲学学会学術大会：統一テーマ「国境を越える正義 その原理と制度」報告、関西学院大学、2012年11月11日

Hirohide Takikawa, "Free Riders Play Fair," Presented at the Special Workshop on Political Obligation, coordinated by Hirohide Takikawa, 25th IVR World Congress, Goethe University in Frankfurt, Germany, 15-20 August 2011

Hirohide Takikawa, "Are Human Rights Forfeited?" A Comment on David Miller "Are Human Rights Conditional?" 10th Kobe Lectures, Doshisha University, 9 July 2011

〔図書〕(計6件)

瀧川裕英「地球の正義」宇佐美誠編『グローバルな正義』勁草書房、2014年公刊予定。

瀧川裕英「責任プロセスにおける立法者選挙・熟議・説明責任」井田良・松原芳博編『立法実践の変革 立法学のフロンティア第 巻』ナカニシヤ、2014年公刊予定。

瀧川裕英「組織の責任不全 組織的不正とその対処法」服部高宏編『法と倫理のコラボレーション』国際高等研究所、113-125頁、2013年。

瀧川裕英「ドゥオーキンの帝国 ドゥオーキンはなぜグローバルな正義に沈黙するのか」宇佐美誠・濱真一郎編『ドゥオーキン 法哲学と政治哲学』勁草書房、167-187頁、2011年。

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀧川 裕英 (TAKIKAWA Hirohide)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：50251434